

○事業所評価加算の概要

次の要件に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、**評価対象期間**（加算を算定する年度の前年）の次の年度内に限り、1月につき**120単位加算**する。

○事業所評価加算算定要件

（1）介護予防訪問リハビリテーション

- ① 事業所評価加算の申出を「あり」で届け出ていること。
- ② 介護予防リハビリテーション費を3月以上連続して算定していること。
- ③ 評価対象期間における事業所の利用実人数が10名以上であること。
- ④ 下記の基準を満たすこと。

<基準1>

$$\frac{\text{要支援状態区分の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に介護予防訪問リハビリテーション費を3月以上算定し、その後$$

$$\geq 0.7$$

に更新・変更認定を受けた者の数

(2) 介護予防通所リハビリテーション

- ① 月平均の利用者数が運営規程の利用定員を超えていないこと。
- ② 人員基準に定める従業者の員数を確保していること。
- ③ 事業所評価加算の申出を「あり」で届け出ていること。
- ④ 選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）のいずれか1つ以上を届け出ていること。
- ⑤ 選択的サービスに係る加算を3月以上連続して算定していること。
- ⑥ 評価対象期間における事業所の利用実人数が10名以上であること。
- ⑦ 下記の基準を満たすこと。

<基準1>

評価対象期間内に選択的サービスを利用した者の数

≥ 0.6

評価対象期間内に指定介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数

<基準2>

要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2

≥ 0.7

評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数

○関係告示等

- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
（平成18年厚生労働省告示第127号）
- ・「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」
（平成24年厚生労働省告示第95号）
- ・「厚生労働大臣が定める基準」
（平成24年厚生労働省告示第96号）
- ・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）
- ・「事業所評価加算に関する事務処理手続き及び様式例について」
（平成18年9月11日老振発第0911001号・老老発第0911001号厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）
（令和3年3月16日老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号：別紙24）